

大阪教育大学は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用を「しない!」「させない!」環境づくりに取り組んでいます。

しない!させない! 不正使用

不正使用にあたるのは以下の行為です

実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出して、不正に研究費を支出させる行為です。

預け金

架空の発注を行い、支払われた研究資金を預け金として管理させ、翌年度以降に消耗品等を納品することです。

品名替え

取引事実と異なる品名に書き換えた書類を大学に提出することです。

不正行為に加担した際の処分は?

会社名等の公表、及び、その内容に応じて、1ヶ月以上9ヶ月以内の一定期間、取引が停止されます。

研究費の不正使用に関する通報窓口

本学教職員から架空発注や虚偽の書類作成等、不正と思われる取引の要請があった場合は、下記通報窓口までご相談願います。

大阪教育大学学術部学術連携課研究協力係

tel 072-978-3217 fax 072-978-3554

e-mail kenkyo@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

(外部通報窓口)長野総合法律事務所

tel 06-6363-3705 fax 06-6363-3707

e-mail y-y@kcn.ne.jp